

# 一般社団法人 高知県作業療法士会 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人高知県作業療法士会と称する。

(所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、一般社団法人日本作業療法士協会と連携のもとに、県内の作業療法士の専門的技能の研鑽、作業療法の普及発展を図り、県民の地域医療、保健、福祉の充実及び向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 作業療法の学会、研修会、研究会等の開催
- (2) 作業療法ならびに医療、保健および福祉に関する調査、研究
- (3) 作業療法に関する広報事業
- (4) 作業療法士の卒前および卒後教育に関する事業
- (5) 地方公共団体等の行う医療、保健、福祉事業への協力
- (6) 作業療法に関する刊行物の発行
- (7) 会員の資質および社会的地位の向上と相互福祉や厚生に関する事業
- (8) 関係団体との提携交流
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般法人法）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 一般社団法人日本作業療法士協会正会員で県内に就業所又は住所を有するものであって、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人または団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者で、総会の決議により推薦された個人

(入会手続)

第7条 当法人の正会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得

- なければならない。
- 2 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、別に定める会費を納期までに納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員は、次のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

- (1) 事業年度期間内に第8条の会費を納入しないとき
- (2) 当該会員が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 第6条第1号に規定する資格を失ったとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員並びに賛助会員は、退会届を会長に届け出ることにより、理事会の承認を得て退会することができる

(除 名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
  - (2) 当法人の名誉を棄損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- 2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の専任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 定時総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3)第23条 第5項 第4号に基づき、監事が招集したとき

(招 集)

第15条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に召集し、臨時総会は、前条 第2項 第3号により監事が召集する場合を除いて、会長が招集する。

2 総会を招集するには、その15日以前に、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第16条 定時総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第17条 定時総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第18条 定時総会の議決は、この定款に別に定めるものの他、定時総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面による表決等)

第19条 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び次条第3号の規定については、出席したものとみなす。

(総会議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)正会員の総数

(3)定時総会にあってはその総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること）

(4)議長の選任に関する事項

(5)審議事項及び議決事項

(6)議事の経過の概要及びその結果

(7)議事録署名人に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

## 第4章 役 員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を事務局長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議において選任する。

- 2 会長、副会長、事務局長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない
- 4 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

#### (役員職務)

- 第23条 会長は、当法人を代表し当法人の職務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、理事会で決議した順序により、会長に事故があるときまたは職務遂行ができないときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は理事会を構成し、定款および総会の決議に基づき当法人の職務を執行する。
  - 4 理事は、当法人の職務を分担し執行する。
  - 5 監事は、当法人の業務及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。
    - (1)当法人の会計の状況を監査すること
    - (2)理事の業務執行の状況を監査すること
    - (3)会計の状況または業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
    - (4)前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会の招集を請求すること

#### (役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第25条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会の議決により解任することができる。
- (1)心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
  - (2)職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

#### (役員報酬等)

- 第26条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (顧問・相談役の設置)

- 第27条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

## 第5章 理事会

#### (構成)

- 第28条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に別に規定するものの他、次の事項を議決する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、事務局長の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 毎月1回(定例理事会)
- (2) 会長が必要と認めたとき
- (3) 理事の現在数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (4) 第23条第5項第4号に基づき、監事が招集したとき

(招集)

第31条 理事会は、前条第4号の規定により監事が召集する場合を除いて、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、その7日以前に、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を理事に通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第 38 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 39 条 当法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画および予算)

第 40 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の 開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会で報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び決算書類を作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後に総会の承認を得なければならない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 44 条 当法人の解散に伴う残余財産は、総会の議決により当法人と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 雑 則

(委 任)

第 45 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 2 当法人の設立当初の理事の任期は、平成 22 年度の定時総会の終結の時までとする。
- 3 当法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。
- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。
- 5 この規則は、平成 30 年 5 月 19 日に改正し、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。